

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	総務部管財課
委 託 業 務 名	公図訂正等業務
委 託 業 務 場 所	大津市木戸字西替戸 1 0 1 0 番ほか 2 筆
概 要	市有地の公図訂正等業務
契 約 期 間	令和 7 年 6 月 2 5 日 から 令和 8 年 3 月 6 日 まで
契 約 年 月 日	令和 7 年 6 月 2 5 日
契 約 金 額	1, 2 3 8, 3 6 0 円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 大津市梅林二丁目 1 番 2 8 号 〔名 称〕 公益社団法人 滋賀県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長 中野 正章
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	当該契約相手方である同協会は、土地家屋調査士法第 6 3 条に基づき、国・地方公共団体等の公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された公益法人である。また、同協会とは平成 1 6 年 1 2 月 1 日付けで「表示登記事務及び地図訂正業務委託契約」を締結し、表示登記等に係る各種業務の単価を定め効率的な事務執行に努めているところである。 同協会は、専門家である土地家屋調査士がその能力を結集した専門集団であり、市と単価契約を行っている事業者であるため、契約相手方として選定する。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。